

埼玉県総合評価審査小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県総合評価審査委員会設置要綱第6条の規定に基づき、埼玉県総合評価審査小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、埼玉県が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個々の工事及び工事に係る委託における落札者決定基準について、意見を述べること。
- (2) 落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。((1) の小委員会において、必要があると判断されたものに限る。)
- (3) その他、埼玉県総合評価審査委員会又は小委員会が特別に定める事項に関すること。

(小委員会の構成等)

第3条 執行予定額が1億5千万円以上の工事及び1千5百万円以上の工事に係る委託について前条の事務を行うため、大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックに小委員会を設置する。1億5千万円未満の工事及び1千5百万円未満の工事に係る委託について前条の事務を行うため、南部、西部、北部、東部、建築・設備、農林の各ブロックに小委員会を設置する。なお、1億5千万円未満の工事及び1千5百万円未満の工事に係る委託であっても発注機関の依頼により大規模工事小委員会委員長が了承した場合は大規模工事に係る各ブロック小委員会において、前条の事務を行うことができるものとする。

- 2 各小委員会の構成及び委員は、別紙「埼玉県総合評価審査小委員会の構成及び委員」のとおりとし、それぞれに委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員のうち、県以外の行政関係者でその職をもって委員となるものは、代理人をたてることができる。
- 4 小委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識や経験を有する者を、委員長が選任する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し小委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(小委員会の開催)

第5条 小委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 小委員会は原則非公開とする。ただし、小委員会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

(小委員会の義務)

第6条 小委員会での審査事項等については、委員会に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員及び専門委員は、第2条(2)の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 審査案件を提出する発注機関の委員は、議事に参加できないものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックの小委員会の事務局は、総務部入札課に置く。南部、西部、北部、東部、建築・設備の各ブロックの小委員会の事務局は、県土整備部総合技術センターに置く。農林ブロックの小委員会の事務局は農林部農村整備課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、埼玉県総合評価審査小委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行

なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行うことができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。

附 則

- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行うことができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けに関わらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。
この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の過半数の出席をもって成立する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月23日から施行する。ただし、改正後の規定は平成30年度予算の執行に係るものから適用し、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を行うことができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けに関わらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。
この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の過半数の出席をもって成立する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項について、審議し、意見を述べることができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。
この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の二人以上の出席をもって成立する。この場合、小委員会の議事録等は、要請した市町村等が作成し保存する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項について、審議し、意見を述べることができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。
この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の二人以上の出席をもって成立する。この場合、小委員会の議事録等は、要請した市町村等が作成し保存する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項について、第3条の執行予定額による区分にかかわらず、南部、西部、北部、東部、建築・設備、農林の各ブロックに設置された小委員会で審議し、意見を述べることができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。

この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の二人以上の出席をもって成立する。この場合、小委員会の議事録等は、要請した市町村等が作成し保存する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項について、第3条の執行予定額による区分にかかわらず、南部、西部、北部、東部、建築・設備、農林の各ブロックに設置された小委員会で審議し、意見を述べることができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。

この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の二人以上の出席をもって成立する。この場合、小委員会の議事録等は、要請した市町村等が作成し保存する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等の要請に応じ、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項について、第3条の執行予定額による区分にかかわらず、南部、西部、北部、東部、建築・設備、農林の各ブロックに設置された小委員会で、意見を述べることができる。この場合、別紙の学識経験を有する者の位置付けにかかわらず、埼玉県職員も学識経験を有する者とする。

この規定に基づき、埼玉県職員からなる委員のみで小委員会を開催する場合、小委員会は当該委員の二人以上の出席をもって成立する。この場合、小委員会の議事録等は、要請した市町村等が作成し保存する。

別紙

埼玉県総合評価審査小委員会の構成及び委員

<p>大規模工事・土木ブロック</p> <p>技術評価幹 総合技術幹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術幹 ・主席工事検査員（農林） ・主席工事検査員兼副参事（企業局） <p>国交省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 国交省関東地方整備局大宮国道事務所長</p>	<p>大規模工事・建築ブロック</p> <p>技術評価幹 総合技術幹（建築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術幹（設備） ・営繕課長 ・営繕・公園事務所長 <p>国交省関東地方整備局営繕部営繕調査官 国交省関東地方整備局東京第一営繕事務所長</p>	<p>大規模工事・設備ブロック</p> <p>技術評価幹 総合技術幹（設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備課長 ・行田浄水場長 ・荒川左岸南部下水道事務所長 <p>国交省関東地方整備局建設部下水道調整官 国交省関東地方整備局営繕部官庁施設管理官</p>
<p>南部ブロック</p> <p>総合技術幹</p> <p>さいたま県土整備事務所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞県土整備事務所長 ・北本県土整備事務所長 ・大宮公園事務所長 ・荒川左岸南部下水道事務所長 <p>国交省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 国交省関東地方整備局大宮国道事務所長</p>	<p>西部ブロック</p> <p>総合技術幹</p> <p>川越県土整備事務所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯能県土整備事務所長 ・東松山県土整備事務所長 ・荒川右岸下水道事務所長 <p>国交省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 国交省関東地方整備局大宮国道事務所長</p>	<p>北部ブロック</p> <p>総合技術幹</p> <p>熊谷県土整備事務所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父県土整備事務所長 ・本庄県土整備事務所長 ・行田県土整備事務所長 ・西関東連絡道路建設事務所長 ・営繕・公園事務所長 ・荒川左岸北部下水道事務所長 <p>国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所長 国交省関東地方整備局大宮国道事務所長</p>
<p>東部ブロック</p> <p>総合技術幹</p> <p>越谷県土整備事務所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉戸県土整備事務所長 ・鉄道高架建設事務所長 ・総合治水事務所長 ・八潮新都市建設事務所長 ・中川下水道事務所長 <p>国交省関東地方整備局江戸川河川事務所長 国交省関東地方整備局北首都国道事務所長</p>	<p>建築・設備ブロック</p> <p>総合技術幹（建築） 総合技術幹（設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課長 ・設備課長 ・営繕・公園事務所長 <p>国交省関東地方整備局営繕部営繕調査官 国交省関東地方整備局東京第一営繕事務所長</p>	<p>農林ブロック</p> <p>農林部副部長 森づくり課長 農村整備課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川越農林振興センター副所長 ・東松山農林振興センター農村整備部長 ・秩父農林振興センター副所長 ・大里農林振興センター副所長 ・加須農林振興センター副所長 ・春日部農林振興センター副所長 ・寄居林業事務所長 ・農水省関東地方整備局土地改良技術事務所長 ・林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所長

：委員長

：副委員長

：学識経験を有する者